

# 「みとよ市民病院」開院



4月23日、みとよ市民病院の開院式を開催しました。学校法人順天堂の小川秀興理事長をはじめ浜田県知事なども列席いただき、新病院の入り口前で開院を祝いテープカットを行いました。

## みとよ市民病院 概要

- 所在地**  
詫間町詫間6784番地206
- 病床数**  
122床(一般46床、療養46床、精神30床)
- 診療科目**  
内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、精神科、心療内科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、小児科、脳神経外科

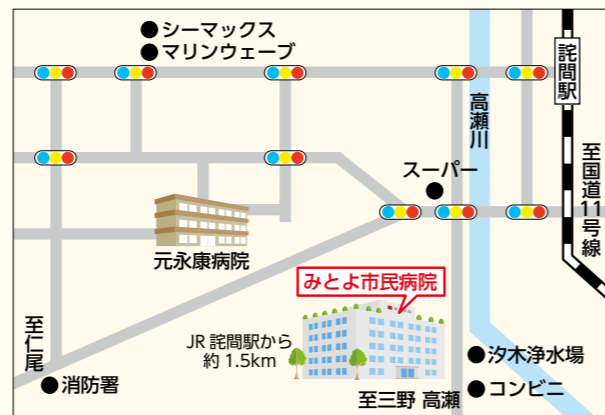
- 各階案内**  
1階 総合受付、外来診察室、救急、検査室(内視鏡、放射線など)、デイケアなど  
2階 リハビリテーション室、手術室、屋上庭園など  
3~5階 病室
- 診察受付時間**  
【午前の部】8時30分~11時30分  
【午後の部】13時30分~16時45分



1階待合室



外観正面



## 開院にあたって 病院長からごあいさつ



みとよ市民病院  
病院長 渾中 淳一

当院は昭和24年に初代院長小川直秀先生のもと、「とこしえにやすらかなれ」という願いを込めて「永康病院」と命名され三豊郡詫間町香田地区で開院し、昭和36年に旧病院詫間町詫間に移転を経て現在に至ります。

そしてこのたび、施設の老朽化と地域での役割継続について、市民の皆さまのご理解をいただき開院に至りました。

現在、人口減少と共に高齢化が進む中、地域医療は危機的な状況にあります。病院の存続すら疑問視されるなか、多大な費用を投じて新病院が開院したことは、当院の存在意義を住民の皆さまに認めていただいた証と感じており、職員一同身の引き締まる思いです。

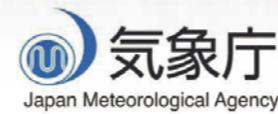
なお開院に当たり「みとよ市民病院」というひらがなで印象も柔らかく親しみやすい名称を公募にいたしました。ただ旧名称に込められた「とこしえにやすらかなれ」という思いは、今後も忘れず私たちは胸に抱き続けてまいります。

なにとぞ、みとよ市民病院をよろしくお願ひ申し上げます。

▶問い合わせ みとよ市民病院 ☎ 83-3001

# 日頃から水害に対する備えを!

▶問い合わせ 危機管理課 ☎ 73-3119



キキクル 検索



**情報をすばやく確認できるように**

◆地域の災害危険箇所、避難所、避難経路は事前に確認を!

自分の住んでいる地域の土砂災害や河川氾濫の危険箇所を、防災マップやハザードマップで確認しましょう。安全な避難を行うためには、避難所、避難経路を事前に確認しておくことが重要です。

◆気象情報や河川情報に注意!

水害時に避難行動を取るためには、河川の水位や雨量の情報、注意報・警報・土砂災害警戒情報、警戒レベルを把握することが重要です。気象庁や県などのウェブサイトを確認できるので、活用しましょう。

6月から10月は梅雨前線や台風により降水量が多く、洪水・高潮・土砂災害などが発生しやすい時期です。近年では予期せぬ集中豪雨が相次ぎ、全国で甚大な被害をもたらしています。水害から自分や家族の命を守るため、早めに備えましょう。

**避難のイメージを持とう**

◆マイ・タイムラインを作りましょう

マイ・タイムラインとは、一人ひとりの防災行動計画のことです。台風の接近による大雨などによって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取る行動を時系列的に整理することで、命を守る避難行動のための一助となります。

洪水ハザードマップを使って、洪水時のさまざまなリスクを知り、どのような避難行動が必要か、どのタイミングで避難することが良いのかを自ら考えたり、家族と話し合ったりしながら作成しましょう。市ホームページで洪水ハザードマップの活用方法を動画で見ることができるので、参考にしてください。

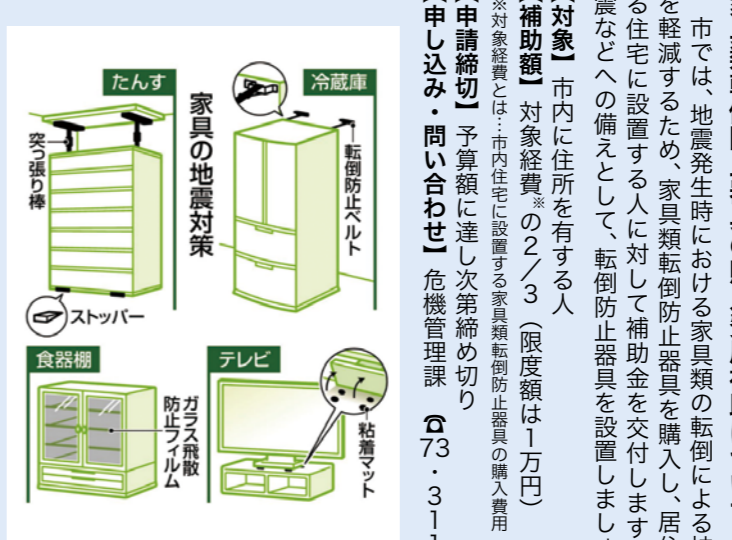
警戒レベル	内容	イメージ
5	緊急安全確保	建物からの避難
—警戒レベル4までに必ず避難!—		
4	避難指示	避難所への避難
3	高齢者等避難	高齢者等の避難
2	大雨・洪水・高潮注意報	避難準備
1	早期注意情報	情報確認

◆警戒レベル4「避難指示」までに避難を!

昨年、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」が廃止されました。警戒レベル4「避難指示」までに危険な場所から避難しましょう。

ハザードマップ

## 家庭内の地震対策 「家具類の転倒防止」



**1 家具類転倒防止器具の購入費用補助について**

市では、地震発生時における家具類の転倒による被害を軽減するため、家具類転倒防止器具を購入し、居住する住宅に設置する人に対して補助金を交付します。地震などへの備えとして、転倒防止器具を設置しましょう。

【対象】市内に住所を有する人

【補助額】対象経費の2/3(限度額は1万円)

※対象経費とは…市内住宅に設置する家具類転倒防止器具の購入費用

【申請締切】予算額に達し次第締め切り

【申し込み・問い合わせ】危機管理課 ☎ 73・3119

**2 「香川県家具類固定サポート制度」利用者募集**

県では、自分で家具類転倒防止器具の設置ができない人のために、家庭に訪問し、固定方法のアドバイスや取り付け支援などを行う「家具類固定サポート制度」を行っています。

【申請締切】7月29日(金) ※ただし、県全体で200世帯に達し次第締め切り

【問い合わせ】県危機管理課 ☎ 087・832・3242